

美術館だより

私風景 ファインダーの記憶展

植田正治写真美術館では平成十八年一月二十二日(日)まで「私風景 ファインダーの記憶」と題した展覧会を開催しています。

今回の展覧会では、一九七〇年代から八〇年代にかけて植田正治がヨーロッパとアメリカで撮影した作品の数々を紹介します。海外への旅に憧れを抱きながらも旅立つ機会を得られずにいた植田は、観光ツアーでの旅行をきっかけに、この頃、自らの写真の題材を外国へと求めるようになります。はじめての旅ではフラインダー越しに出会うものすべてが新鮮な被写体となり、移動のバスの中でも夢中になつてシャッターを押し続けたようです。喧騒の中にあつても独特な感性で異国の風や光を感じ取り、異邦人のまなざしで「写真すること」を楽しんだのでしよう。

見を「植田だけの風景」として描いていたのです。「私風景」ともいえるこれらの作品を通して、植田の写真の新たな魅力を発見していただけるとともに、植田がフラインダーを通して語りかける旅のよさごととノスタルジィを感じていただけることでしょう。



展示風景

思い出ノート

植田正治写真美術館では美術館に来ていただいたお客様に、美術館の思い出や、感想などを書いていただく「思い出ノート」が二階ラウンジにあります。

今回はこの中から2つをご紹介します。

十月二十六日(水)

ニシヤマ様

福岡から夜行バスにゆられてやっとたどりつきました。ずつとずつと訪れてみたい場所

所でした。朝イチに鳥取砂丘におりたち雄大な景観、そこから見える日本の美しさに鳥肌がたちました。そして、そのままこちらに。

来る途中、バスの運転手さんがバス停じゃないわかりやすい場所でおろしてくれました。やさしいですね。一本道をまっすぐ歩いてきてサイコーに幸せな気持ちです。植田さんの写真実際にみてすごくステキでした。なんか心のせんたくができたよつな、清々しい気持ち。ありがとうございます。また、ぜひおとずれたいな。

十一月三日(木)

韓国写真作家協会江原道協議会
会長 チェ・チャンソク様

植田正治写真美術館を觀て鳥取県の写真家たちはこの方の影響で写真を熱心に行っているように思いました。天才的な視角(見方)はわれわれ韓国の写真作家にも多く示唆するところがあり、大変勉強になりました。とても素晴らしい写真を拝見させていただきました。

お問合せ

植田正治写真美術館
電話・三九 八〇〇〇

戦没者等のご遺族の皆様へ 特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族

対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである
父母 孫 祖父母 兄弟姉妹
4. 上記3以外の 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹
5. 上記1から4以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

請求期間 平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

請求期間に若干の余裕はありますが、請求が早ければそれだけ早く記名国債の受取りができます。

請求窓口 福祉課 又は 溝口分庁舎総合窓口課
問合わせ先 福祉課 ☎68 - 5534